

## その他(1) 資料

### 白井市第3次地域福祉計画の策定について

#### 1 背景

白井市第2次地域福祉計画は、平成29年度から令和7年度の9年間の計画として健康福祉関連の基幹計画としての位置付けのもとで取組を進めているところですが、同計画が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする、「白井市第3次地域福祉計画」を策定します。

本計画は、白井市総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための基幹計画として位置づけられていることから、次期総合計画との整合性を図るとともに、子育て、健康、高齢者福祉、障がい者福祉の各個別計画における目指すべき目標及び施策の方向性を示す計画とします。

#### 2 方針及び方法

計画の策定に当たっては、現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、地域福祉に関する市民アンケートや福祉関係団体に対するヒアリング等の実施により市民の意見を反映させるとともに、現行計画を基に策定されている健康・福祉分野の各個別計画や市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図りながら策定します。

令和6年度及び令和7年度の具体的な作業過程については、別添スケジュール表のとおり策定作業を進めることとします。

#### 3 役割

- ・ 白井市地域福祉計画策定等委員会

計画策定過程における市民の意見反映に係る調査内容及び結果等に対する意見の提示や計画骨子、計画素案及び計画書最終版についての検討・審議等を行う。

- ・ 白井市地域福祉計画庁内検討委員会

計画策定に係る庁内関係各課等の意見の調整並びに策定に必要な事項及び施策の検討を行い、計画に反映させると共に、地域福祉計画策定等委員会において検討する事項を決定する。

- ・ 計画策定業務委託事業者（株）ジャパンインターナショナル総合研究所

現行計画の現状分析及び市民のニーズ及び意見の把握、福祉施策に係る国・県の動向の把握、地域福祉に係る今後の課題整理など、計画策定に必要な各種調査分析から計画書作成までの計画策定に必要な一連の業務を支援する。

- ・ 事務局（社会福祉課）

策定会議等の運営に係る事務のほか、意見交換会その他の市民参加の手法による市民意見収集、計画素案作成に係る各計画の所管課等との調整、素案作成等を策定業務委託事業者の支援を得て行う。